⑷　国内旅行業務取扱管理者有資格者
ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴及び⑶の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。
⑸　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑹　平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者は、４に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成29年度又は30年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。
⑺　平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者で平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者で平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成29年度又は30年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑻　平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成29年度又は30年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。
⑼　平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者で平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成29年度又は30年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑽　平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成29年度又は30年度総合旅行業務取扱管理者研修のいずれか又は両方の修了証書の写しを添付すること。
⑾　国内旅行業務取扱管理者有資格者で、平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者
ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で、一般社団法人日本旅行業協会が平成29年度又は30年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成29年度又は30年度の総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

7．受験願書及び試験施行要領の配布
受験願書用紙及び試験施行要領は、一般社団法人日本旅行業協会本部及び地方事務局で配布する。また、一般社団法人日本旅行業協会ホームページからダウンロードして入手することもできる。
なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、92円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。

8．合格者の発表
合格者の発表は、平成30年11月22日（木）(予定）に一般社団法人日本旅行業協会本部、地方事務局及び一般社団法人日本旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

9．合格証の交付
平成30年11月22日（木）(予定）に、全合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

10. 試験事務の代行
この試験の事務は、旅行業法第69条第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。
名称　一般社団法人日本旅行業協会
住所　東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
　　全日通霞が関ビル
試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

公　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年７月３日
近畿地方整備局長　池田　豊人
1　処分をした年月日　平成30年６月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　信和建設株式会社　代表取締役　丸尾　順治　大阪府大阪市淀川区十三本町１―12―15　国土交通大臣許可（特―26・28）第23261号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
　全国における建設業に係る営業の全て
⑵　期間
　平成30年７月４日から平成30年７月10日までの７日間
4　処分の原因となった事実　信和建設株式会社の元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成26年１月１日から同年12月31日までの事業年度において、虚偽の法人税確定申告書を提出し、同社の法人税を免れ、平成27年１月１日から同年12月31日までの事業年度において、虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、同社の法人税及び地方法人税を免れた。
これにより、平成30年３月15日に大阪地方裁判所において、法人税法違反及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役１年（執行猶予３年）の判決を受け、同社は罰金1,200万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。
このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。